

議案第77号

福岡市工業用水道給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、工業用水道料金及び手数料の額を改める必要があるによる。

福岡市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

福岡市工業用水道給水条例（平成12年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第17条第2項並びに第30条第1項第3号及び第4号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 使用期間がこの条例の施行の日前にまたがる工業用水の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に工業用水道料金（以下「料金」という。）の調定（使用水量に基づき料金を決定することをいう。）が行われるものに係る料金の算定については、この条例による改正後の福岡市工業用水道給水条例第17条第2項の規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。